

株式会社沖縄三越に対する出資決定について

2014年8月29日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構は、下記の再生支援対象事業者について、本日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったことを受け、同条項に規定する出資決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社沖縄三越

2. 出資決定に係る金額等

出資額	3500万円
株式の種類	取得請求権付種類株式
払込期日	2014年10月1日
発行価額	1株につき10,000円
株式の数	3,500株
株式の割合	35%

※ 上記種類株式は、同時に募集される普通株式とともに、1株につき1議決権を持ちます。普通株式は6,500株募集され、株式会社リウボウホールディングスが全てを取得します。従いまして、機構は35%の議決権を保有することとなります。

※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持・改善し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以上